

## 随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速における橋梁添架ケーブルの耐震対策治具に関する調査研究および検証業務
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速 先進技術研究所
3 随意契約理由	<p>本業務は、レベル2地震動により桁ずれや路面段差が発生した場合においても、最低限の電力供給を維持するために、橋梁添架ケーブル耐震対策を行う事を目的とし、別途実施した「阪神高速における橋梁添架ケーブルの耐震対策に関する調査検討業務」(以下、「別途業務」という。)において検討した耐震対策治具に対し、振動試験ならびに開放動作試験を実施・評価することで、阪神高速道路に適用する際の課題・課題解決方法を整理するものである。</p> <p>なお、試験結果の評価にあたっては学識者への意見照会及び技術相談等を行いながら進めるものである。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 別途業務で検討した耐震対策治具を深く理解し、振動試験ならびに開放動作試験を効果的に実施することができること。加えて、阪神高速道路の設備の特性を熟知し、実環境に適用する際の課題を適切に抽出できること。</li><li>② 試験結果について、関連する技術分野の学識者への意見照会及び技術相談等を行い、妥当性及び有効性の評価ができること。</li></ol> <p>が求められる。</p> <p>一般財団法人阪神高速先進技術研究所(以下、「当該研究所」という。)は、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 別途業務を実施しており、その業務で生じた課題や学術的な知見を有するとともに、阪神高速道路の構造物に対する維持管理等の調査研究を通じ、阪神高速道路の設備の特性に関する豊富な知見や、環境・課題・ニーズを把握している。</li><li>② 学識者・有識者等の専門家をメンバーに含めた技術委員会を有し、構造技術及び電気通信技術に関する評価や審議の実績を有する。</li></ol> <p>と認められる。</p>

よって、本業務の実施にあたり、当該研究所が有する特殊な知見と実績が不可欠であることから、本業務の契約相手方として、当該研究所を選定し、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。

以上より、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、当該研究所と随意契約するものである。

阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。